

企画情報課

1 平成25年度食品安全関係予算（案）の概要

◎全体像

平成25年度予算（案）	平成24年度予算額	増減額	前年度比
13,299百万円	13,020百万円	280百万円	102.1%

◎主要事項

○輸入食品の安全確保対策等の強化	10,568百万円
・輸入食品の監視体制等の強化	2,854百万円
検疫所における輸入食品モニタリング検査の実施等	
・BSE対策の推進	728百万円
BSE検査キットに対する国庫補助の当面の継続等	
○食品中の放射性物質対策の推進	333百万円
基準値を継続的に検証するとともに、円滑なモニタリング検査が行えるよう	
自治体の検査機器の整備に対する補助等	
○食中毒対策の推進	67百万円
○残留農薬等の安全確保対策の推進	932百万円
・残留農薬等ポジティブリスト制度などの推進	765百万円
・健康食品の安全確保対策の推進	33百万円
・食品用容器包装等の安全確保対策の推進	85百万円
・食品汚染物質の安全確保対策の推進	50百万円
○カネミ油症患者に対する新たな総合的な支援策の実施	626百万円
油症患者の健康実態調査を実施し、健康調査支援金（一人当たり19万円）を支給する等	
○その他	
・食品安全に関する情報提供や意見交換（リスクコミュニケーション）の推進	9百万円
・食品の安全の確保に資する研究の推進	882百万円

※計数には他局、他省庁計上分も含む。

平成25年度 食品安全関係予算(案)総括表

事 項	平成24年度 予 算 額 (A)	平成25年度 予 算 額 (案) (B)	対 前 年 度 増 △ 減 額 (B) - (A)	対 前 年 度 比 率 (B) / (A)
1 輸入食品の安全確保対策等の推進	百万円 < 10,108 > 9,374	百万円 < 10,568 > 9,833	百万円 < 460 > 460	104.5% 104.9%
(1)輸入食品の監視体制等の強化	1,835	2,854	1,019	155.5%
(2)その他の食品安全対策等	< 8,273 > 7,538	< 7,714 > 6,979	< △ 559 > △ 559	93.2% 92.6%
2 食品中の放射性物質対策の推進	< 717 > 203	< 333 > 188	< △ 384 > △ 15	46.4% 92.5%
3 食中毒対策の推進	< 74 > 73	< 67 > 66	< △ 7 > △ 7	90.6% 90.4%
4 残留農薬等の安全確保対策の推進	1,043	932	△ 111	89.4%
(1)残留農薬等ポジティブリスト制度などの推進	875	765	△ 111	87.4%
(2)健康食品の安全確保対策の推進	33	33	0	98.6%
(3)食品用容器包装等の安全確保対策の推進	84	85	0	100.5%
(4)食品汚染物質の安全確保対策の推進	50	50	0	100.0%
5 食品に関する情報提供や意見交換の推進	< 11 > 10	< 9 > 9	< △ 2 > △ 1	85.6% 87.7%
6 食品の安全の確保に資する研究の推進	< 985 > 0	< 882 > 0	< △ 103 > 0	89.6% 0.0%
7 カネミ油症患者に対する新たな総合的な支援策の実施	< 210 > 0	< 626 > 426	< 416 > 426	297.9% #DIV/0!
8 その他の食品安全関係経費	83	83	0	100.0%
合 計	< 13,020 > [5,672] 10,785	< 13,299 > [5,442] 11,536	< 280 > [△ 229] 752	102.1% 96.0% 107.0%

注1. 計数は、それぞれ四捨五入しているの、端数において合計と一致しない場合がある。

2. 上段< >は他局計上分を含む。

3. 1(2)の下段の数字は検疫所の人件費を含んでおり、合計欄の[]は検疫所の人件費分。

4. 7の上段の数字には重複となる経費を含む。

平成25年度食品安全関係予算（案）の概要

1 輸入食品の安全確保対策等の推進

10,568百万円（10,108百万円）

（1）輸入食品の監視体制等の強化

2,854百万円

（要 旨）

検疫所における輸入食品のモニタリング検査について、食品群ごとの輸入量、違反率などにに基づき必要とされる検体数を考慮して、体制整備を行いつつ適切に実施する。

また、経済連携協定（EPA）など国際協定に係る協議への体制強化を図るとともに、輸入食品の問題事案を早期に解決するため、輸出国の食品安全対策の実施状況を計画的に調査・評価を行う。

さらに、問題事案の発生を未然に防止するため、対日輸出食品の衛生管理の実態調査、二国間協議などを行う。

（2）BSE対策の推進

728百万円

（要 旨）

と畜場法に基づくBSEなどの検査キットの整備に対する補助（※）やSRM（特定危険部位）の適正な処理のために必要な設備の整備に要する費用について、引き続き補助を行う。

さらに、輸出国における輸入条件の遵守状況を検証するため、定期的に日本向け輸出食肉処理施設などの査察を行う。

（※） BSE検査費用の国庫補助（21ヶ月齢以上）については、本年4月の30ヶ月齢超への検査対象月齢の見直し段階では継続することとし、食品安全委員会の2次答申（更なる検査対象月齢の引き上げ）の際に補助対象月齢を見直す。

2 食品中の放射性物質対策の推進（復興）

333百万円（717百万円）

（要 旨）

食品中の放射性物質の安全対策を推進するため、食品の汚染状況や摂取状況を調査し、基準値を継続的に検証するとともに、国で流通段階での買上調査を実施するなどの取組みを行う。

また、各自治体のモニタリング検査が円滑に実施できるよう、検査機器の整備に対する補助を行うほか、食品中の放射性物質に関する調査研究を行う。

3 食中毒対策の推進

67百万円 (74百万円)

(要 旨)

近年の大規模・広域化した食中毒事件の被害拡大防止のため、菌株収集などによる原因究明調査を行うとともに、担当官を現地に派遣し疫学調査の支援を行うなど、食中毒対策を推進する。

4 残留農薬等の安全確保対策の推進

932百万円 (1,043百万円)

(1) 残留農薬等ポジティブリスト制度などの推進 765百万円

・残留農薬等ポジティブリスト制度の推進 283百万円

(要 旨)

食品に残留する農薬等の安全確認のため、ポジティブリスト制度(※)への移行に伴い暫定的な残留基準を設定した758農薬等の基準値について、食品安全委員会の食品健康影響評価を踏まえた見直しを進めるとともに、一日摂取量調査等を実施し、制度の着実な推進を図る。

(※) ポジティブリスト制度：食品中に残留する農薬などについて、残留基準を設定し、基準を超えて食品中に残留する場合、その食品の販売などを禁止するもの。

・食品添加物等の安全確保対策の推進 482百万円

(要 旨)

指定時期が古い指定添加物等について、最新の科学的知見に基づき、安全性の見直しを着実に実施するとともに、国際汎用添加物(※)の迅速な指定を推進する。

(※) 国際汎用添加物：国際的に安全性が確認され、欧米で広く使用が認められており、国が主体的に指定に向けた検討を進めるもの。

(2) 健康食品の安全確保対策の推進 33百万円

(要 旨)

いわゆる健康食品による健康被害を未然に防ぐため、食品成分について安全性試験や分析調査を行うとともに、被害発生時の迅速かつ適切な対応を図る。

また、遺伝子組換え食品について、技術開発の進展による申請件数の増加に対応するため、効率化を図りつつ、審査を円滑に実施する。

(3) 食品用容器包装等の安全確保対策の推進

85百万円

(要 旨)

食品用容器包装及び乳幼児用おもちゃ等について、安全性確保のための調査・試験を行い、規格基準の見直しを行う。

また、食品用容器包装等に用いられる化学物質の規制について、容器包装から食品への溶出試験の実施などにより具体的なデータの蓄積を行い、欧米などで導入されているポジティブリスト化に向けた制度の検討を進める。

さらに、近年、利用が拡大し、食品用途にも応用されつつあるナノマテリアル(※)について、溶出試験の実施などにより具体的なデータの蓄積を行い、リスク管理手法の検討を進める。

(※) ナノマテリアル：大きさが100ナノメートル以下の小さな物質（ナノとは1ミリの100万分の1）。

(4) 食品汚染物質の安全確保対策の推進

50百万円

(要 旨)

食品中の汚染物質対策について、基準設定、低減方策などの安全性確保や国際基準等への対応を図る。

また、食品汚染の原因物質となりうる自然毒及び製造副生成物について、含有濃度実態調査や規格基準を設定するための試験検査を実施する。

5 食品に関する情報提供や意見交換(リスクコミュニケーション)の推進

9百万円 (11百万円)

(要 旨)

食品安全に対する消費者の意識の高まりなどに対応するため、食品安全基本法や食品衛生法に基づき、消費者などへの積極的な情報の提供や双方向の意見交換を行う。

6 食品の安全の確保に資する研究の推進

882百万円 (985百万円)

(要 旨)

食中毒の予防や食品中の化学物質への基準設定などの課題について、科学的根拠に基づく調査研究を進める。

7 カネミ油症患者に対する新たな総合的な支援策の実施

626百万円 (210百万円)

(要 旨)

カネミ油症患者に対する新たな総合的な支援策の一環として、ダイオキシン類の直接の経口摂取による健康被害という特殊性を踏まえ、油症患者の健康実態調査を実施し、健康調査支援金（一人当たり19万円）を支給するとともに、研究・検診・相談事業を推進する。

2 食品中の放射性物質への対応について

従前の経緯

- 食品中の放射性物質に関しては、平成 23 年 3 月に発生した東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故により、周辺環境に放射性物質が放出されたことを受け、原子力災害対策本部での協議の上、平成 23 年 3 月 17 日に原子力安全委員会により示されていた飲食物摂取制限に関する指標を食品衛生法上の暫定規制値として設定した。
- その後、食品安全委員会の食品健康影響評価を踏まえて、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会放射性物質対策部会において暫定規制値に代わる新たな基準値の検討が行われ、コーデックス委員会の指標が年間 1 ミリシーベルトを超えないように設定されていることや、多くの食品の放射性物質濃度が、時間の経過とともに相当程度低下傾向にあることから、食品からの被ばく線量の上限を年間 5 ミリシーベルトから年間 1 ミリシーベルトに引き下げ、これをもとに放射性セシウムの基準値を設定し、平成 24 年 4 月 1 日に施行した。
- 各地方自治体においては、厚生労働省が定めたガイドラインを踏まえ、食品中の放射性物質に係るモニタリング検査が実施され、基準値を超えた食品については回収や状況に応じて出荷制限等の措置が講じられている。
- なお、平成 24 年 4 月から本年 2 月 15 日までに約 24 万件の検査を行っており、基準値を超過した事例は 2,153 件 (0.9 %) であった。野菜、畜産物、乳など主要な食品からの放射性物質の検出レベルは低下しており、基準値を超過して出荷制限の対象となった品目は、野草、キノコ類、ヒラメなどの底魚や川魚、野生鳥獣など、一部に限定されている。
- 厚生労働省では、検疫所や国立試験研究機関を紹介する仕組みを構築し、地方自治体の取組を支援してきた。また、地方自治体での効果的・効率的な検査の実施を確保するため、スクリーニング検査機器の導入を推進するほか、関係省庁において機器整備に関する財政的な支援措置を行ってきた。
- また、国自らも食品の流通段階での買上調査を実施することにより、地方自治体のモニタリング検査の検証を行い、より効果的な検査が実施できるよう、必要に応じて検査計画の策定・見直しに関し助言を行ってきた。
- リスクコミュニケーションの取組みとしては、食品安全委員会、消費者庁、農林水産省及び地方自治体と共催し、全国各地で説明会を開催したほか、現行の基準値については、政府の重点広報テーマの一つとして、新聞、ラジオ、インターネット等の媒体により、幅広く広報を実施してきた。

今後の取組

- 今後も引き続き、地方自治体の検査の支援を行っていくほか、厚生労働省においても地方自治体が円滑に検査を実施できるよう、機器整備に関する財政的な支援措置を行うこととしている。
- また、これまでのモニタリング検査結果等を踏まえ、平成 24 年度中に平成 25 年度に向けた食品中の放射性物質モニタリング検査のガイドライン見直しを行う。
- さらに、今後とも、トータルダイエツトスタディ等により食品の汚染状況や摂取状況を調査し、基準値について継続的に検証することとしている。
- 今後とも、現行の基準値の内容・考え方、実際の検査結果及びこれらを踏まえた食品の安全性などについて、国民の皆様に丁寧に説明していく。

都道府県等に対する要請

- 都道府県や市町村の広報紙などを活用し、現行の基準値の内容・考え方、実際の検査結果及びこれらを踏まえた食品の安全性などについて、住民や関係事業者への十分かつわかりやすい広報・周知をお願いする。
- また、引き続き効果的・効率的な検査が実施されるよう、機器整備の検討や検査計画の策定を進めていただきたい。
- なお、放射性物質検査を実施した際には、速やかに厚生労働省まで報告を行うとともに、モニタリング検査のガイドラインの対象自治体にあつては、四半期ごとに策定・公表している検査計画についても厚生労働省に提出するようお願いする。

3. カネミ油症対策

従前の経緯

- 原因企業であるカネミ倉庫が患者に医療費等の支払を行うとともに、政府としては、昭和60年の三大臣（法務大臣、厚生大臣、農林水産大臣）による確認事項に基づき、油症治療研究班による研究・検診・相談事業の推進や政府所有米の保管委託によるカネミ倉庫の経営支援を行ってきた。
- 平成20年度に、油症患者を対象として健康実態調査を実施し、現在の健康状態、病歴、治療歴、家族等に関して回答いただいたところである。
- 健康実態調査の調査結果については、油症研究の加速的推進に資するための解析を行うため、平成21年度に「油症患者健康実態調査の解析に関する懇談会」を設置し、平成22年3月、同懇談会により健康実態調査結果の報告書が取りまとめられたところである。
- 平成24年には、超党派の議員連盟等において、健康実態調査の実施と健康調査支援金の支給、診断基準の見直しによるカネミ油症患者の認定範囲の拡大や、政府所有米の保管委託の拡大による将来にわたる安定的な医療費の支給の確保及び一時金の残余等の支払い等といった新たな総合的な支援策を講じるべきとの意見がまとまり、これらの支援策の継続的な実施を担保するための議員立法「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」が平成24年8月29日に可決成立し、同年9月5日に公布・施行された。
- 「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」に基づき策定することとなっている「カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針」については、平成24年11月30日に施行された。

今後の取組

- 国（厚生労働省、農林水産省及び関係省庁）は、「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」に基づき、以下の施策を実施していく。
 - ①生活面での支援
 - ・カネミ倉庫の事業拡大を支援し、一時金の残余等の支払を促進し、1人あたり年間5万円程度を支払う。
 - ・健康実態調査を当面毎年実施し、健康調査支援金を1人あたり19万円支給する。
 - ②油症患者の認定範囲の拡大
 - ・平成24年12月3日に診断基準が改定され、油症発生当時において認定患者と同居し、米ぬか油を摂取した者で、現在、心身の症状を有し、治療その他の健康管理が必要な方が認定の対象となった。

③医療面での支援

- ・政府所有米の保管委託を通じて、将来にわたる安定的な医療費の支給を確保。
- ・窓口負担が不要となる油症患者受療券が利用可能な医療機関を拡大。
- ・油症の症状、治療に関する最新の研究成果や医学的知見について、全国の医療機関に対する速やかな情報提供を推進。

都道府県等に対する要請

- 法に基づく支援が円滑に実施できるよう、各都道府県等の担当課において、必要に応じ、患者支援の協力をお願いする。特にカネミ倉庫からの医療費の支払に関する相談をしたいとの要望が患者から寄せられていることから、都道府県等において、相談体制を点検する等により適切な対応をお願いする。
- 各都道府県等において、平成24年12月に改定された診断基準や従前からの基準に基づき油症患者の認定手続きを行っているところであるが、引き続き円滑な実施をお願いする。特に、新たな基準に基づく認定については、平成25年度の実態調査の対象者として確定する必要があることから、平成25年4月中旬までには、認定作業を完了するようにお願いする。
また、全国油症治療研究班が患者に対する追跡調査を実施するに当たっては、引き続き、全国11箇所の都府県・市を中心に、患者を対象とする検診の実施をお願いする。
- 認定結果の通知の際には、カネミ倉庫から認定患者への医療費の支払い等に関するご案内も同封して頂けるようお願いする。
- 当面毎年実施する健康実態調査の実施にあたっては、患者の状況を把握している各都道府県の協力が必要不可欠であるため、調査の実施の協力をお願いする。なお、当該調査は、患者が居住する都道府県にお願いするものであるが、今般、新たに複数の都道府県において、認定申請が寄せられているところであり、現在患者が居住していない都道府県においても、患者の転居等による影響も含め、今後協力をお願いする可能性があることにご留意願いたい。
- 平成25年度に実施する健康実態調査においては、油症患者から油症患者受療券が利用できる医療機関についての要望を把握する予定としていることから、その結果を踏まえ、都道府県医師会等と連携し、関係医療機関等への協力要請をお願いする。
- 居住地の移転に関する油症患者の連絡を受けたときは、油症患者の同意を得た上で、連絡方法に関する油症患者の希望など、必要な情報を関係の都道府県等に提供するようにお願いする。

4 森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力

従前の経緯

- 「三者会談確認書」(昭和48年12月23日)に基づき、「(財)ひかり協会の行う事業に対する協力について(依頼)」(平成21年4月1日食安企発第0401001号食品安全部企画情報課長通知)等により、(公財)ひかり協会が実施する森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力を都道府県等に要請している。
- 平成21年8月、(財)ひかり協会が厚生労働省の推薦を受けて発行する「保健・医療・福祉・労働などの市町村の行政協力について」と題するパンフレットを改定して都道府県等に配布した。
- 昨年12月、「平成24年度森永ミルク中毒事件全国担当係長会議」を開催した。
- 森永ひ素ミルク中毒被害者の高齢化を迎えるにあたり、今後、高齢者福祉の分野での取組が重要となってくることや更なる行政協力を推進していくため、平成25年2月27日付けで、「(財)ひかり協会の行う事業に対する行政協力について」(平成21年4月1日食安企発第0401001号食品安全部企画情報課長通知)、「(財)ひかり協会の行う施設入所等の取組に対する協力について(依頼)」(平成21年4月14日食安企発第0414001号食品安全部企画情報課長、障発第0414001号障害保健福祉部障害福祉課長連名通知)を改正し、また、「(公財)ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の介護サービスの利用等に関する相談への協力について(依頼)」(平成25年2月27日食安企発0227第3号食品安全部企画情報課長、老高発0227第1号老健局高齢者支援課長、老振発0227第1号同局振興課長、老老発0227第2号同局老人保健長連名通知)を新たに策定した。

今後の取組

- 引き続き、「三者会談確認書」に基づき、「森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会」等と協議しつつ、(公財)ひかり協会が実施する森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力を都道府県等に要請することとしている。

都道府県等に対する要請

- (公財)ひかり協会が実施する森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力に

については、次に掲げる4点をお願いする。

- ① 窓口担当部局において、医療、保健、障害福祉、高齢福祉及び雇用対策等を担当する部局のほか、都道府県労働局、市町村、保健所等の関係行政機関との連絡調整を図るための会議を定期的を開催すること。
- ② (公財) ひかり協会が開催する関係者間の連絡調整を図るための会議(地域救済対策委員会等)に対する出席の要請を受けたときは、可能な限り対応すること。
- ③ 円滑な行政協力が行えるよう都道府県は、市町村に対し、当該市町村に居住する者(個人情報の取扱について問題がないものに限る。)に係る当該名簿の写しを交付すること。
- ④ 「森永ミルク中毒事件全国担当係長会議」等を通じた厚生労働省から都道府県等への伝達の内容については、市町村等に対する周知を徹底すること。

5 食品の安全に関するリスクコミュニケーションの取組

従前の経緯

- 厚生労働省においては、関係府省庁と連携しつつ、食品の安全に関するリスクコミュニケーションを推進している。
 - ※ リスクコミュニケーションとは、リスク分析の手法の重要な一要素としての関係者相互間の情報及び意見の交換をいう（食品安全基本法第13条、食品衛生法第64条及び第65条等参照）。
- 具体的には、BSE対策の見直し、食品中の放射性物質対策、輸入食品の安全性確保等に関する意見交換会の開催を始め、ホームページの充実、パンフレット等の作成、消費者団体や事業者団体との交流等に取り組んでいる。
- そのほか、都道府県等が開催する意見交換会に対しても、可能な限り講師やパネリストの派遣等を行うなど協力している。

今後の取組

- 今後とも、広報や広報資材の提供、意見交換会の開催等に積極的に取り組むこととしている。
- あわせて、「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」（平成18年11月食品安全委員会）も踏まえ、リスクコミュニケーションが一層効果的なものとなるよう、リスクコミュニケーションの手法の改善に努めることとしている。

都道府県等に対する要請

- 厚生労働省が開催する意見交換会に対する関係都道府県等の御協力に改めて御礼を申し上げます。各都道府県等においても、食品安全基本法や食品衛生法の規定の趣旨を踏まえ、地域住民に対する広報や意見交換会の開催などリスクコミュニケーションを一層推進するよう、願います。
 - 厚生労働省としても、引き続き、可能な限り広報資材の提供や講師やパネリストの派遣等を行うなど協力することとしている。
 - なお、平成25年度においても、関係府省と共同で、放射性物質対策に関する説明会を開催する見込みであることから、共催等を希望する都道府県等は、年度の早い時期にご相談いただきたい。